

罹災・罹災届出 証明願

入善町長 あて

年 月 日

申請者	(フリガナ) 氏名				
	住所	TEL ( )			
罹災者	(フリガナ) 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ TEL ( )			
罹災年月日	年 月 日	原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他( )		
罹災場所等	所在地：入善町				
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 貸し家 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 併用住家(1階が店舗や倉庫で2階が住居など) <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> 事務所/店舗/倉庫 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他( )				
	<input type="checkbox"/> 上記以外の不動産(カーポート、塀等)・動産(家財道具、物置等) ※上記以外の不動産及び動産は、「罹災届出証明書」になります。				
罹災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊) (裏面を参照してください)				
被害状況等	被害箇所	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 居室内浸水 <input type="checkbox"/> その他			
	(被害内容)※被害状況が判る写真を添付してください。				
<input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない(一部損壊)」(損害割合 10%未満)という結果に同意します。 ※自己判定方式は、写真等を基に現場調査を行わず、証明書を短期間で交付する方法です。 自己判定方式を用いない場合は、申請を受けた後に家屋調査の実施、罹災程度の判定を行うことから、罹災証明書発行に時間を要します。被害程度の例は裏面に参照。					

罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。  
 必要事項を記入のうえ、委任者(罹災者等)の本人確認書類(運転免許証等)を添付してください。

委任状	
申請者を罹災者の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。	
年 月 日	
委任者(罹災者等)	住 所
	氏 名

上記に記載および、にチェックをお願いします(裏面も参照してください)

担当記入欄	受付者	発行者	現場確認者	主務者	副主務	確認欄
						<input type="checkbox"/> 証明願 <input type="checkbox"/> 申請者本人確認 <input type="checkbox"/> 被害写真等

## ※裏面

### <罹災証明の確認事項>

①この証明は、災害対策基本法第90条の2に基づき、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係等には、効力を発生するものではありません。

②住家以外の不動産（カーポート、塀など）や、動産（家財道具、物置など）については、被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する「罹災届出証明書」の発行になります。

また、住家の場合でも、被害と災害の因果関係が確認できない場合には、「罹災届出証明書」の発行となります。

③集合住宅等の場合には、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によっては、この「罹災の程度」と被害程度に差が生じる場合があります。

④証明書の発行に際して証明手数料が必要となります。但し、特例により免除される場合があります。証明書は後日、郵送となります。

### <証明願の記入について>

①証明願の申請には、申請される方の身分証（免許証等）の提示をお願いします。

②被害状況などが判る写真（写し可）の提出が必要です。

### <被害程度の例（家屋全体に含める割合）>

#### ①全壊（損害割合 50%以上）

居住のための基本的機能を喪失したもの。住家全体が倒壊、流出、埋没、または家屋の損壊が甚だしく、補修によって元通りに再使用することが困難なもの。

#### ②大規模半壊（損害割合 40%以上～50%未満）

居住する住家が半壊し、構造耐久上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住する事が困難なもの。

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備です。

#### ③中規模半壊（損害割合 30%以上～40%未満）

居住する住家が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難なもの。

#### ④半壊（損害割合 20%以上～30%未満）

住家が居住のための基本的機能を一部喪失したもの。住家の損壊が甚だしいが補修をすれば元通りに再使用ができる程度のもの。

（半壊の例（目安であって必ずしも「半壊」になるものではありません））

- ・台風によって屋根の半分が無くなり、住家の半分が浸水した場合
- ・水位が高くなり、床より上に浸水した場合

#### ⑤準半壊（損害割合 10%以上～20%未満）

住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。

#### ⑥準半壊に至らない（一部損壊）（損害割合 10%未満）

準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。